

○南相馬市禁煙外来治療医療費助成事業実施要綱

令和4年4月1日

告示第44号

(趣旨)

第1条 この告示は、健康増進及び受動喫煙の軽減を目的として、公的医療保険の適用となる禁煙外来治療を終了した者に対して、予算の範囲内で医療費の一部を助成することについて、南相馬市補助金の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において禁煙外来治療とは、医療機関において外来で実施する禁煙治療をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、申請日において、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 南相馬市に住所を有する20歳以上の者
- (2) 公的医療保険の適用となる禁煙治療を終了した者
- (3) 助成金の交付申請日現在、市税等を滞納していない者
- (4) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けていない者

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、禁煙外来治療の費用として助成対象者が自己負担した金額のうち次に掲げるものとする。

- (1) 初診料
- (2) 再診料
- (3) ニコチン依存症管理料
- (4) 処方料及び処方箋料
- (5) 調剤基本料及び調剤料
- (6) 薬剤服用歴管理指導料
- (7) 薬剤料
- (8) その他市長が必要と認める経費

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の4分の3以内とする。ただし、上限を15,000円とし、金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てた額とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、治療が終了した日から6か月以内に、禁煙外来治療医療費助成金申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 健康保険証の写し
- (2) 医療機関発行の領収書及び明細書の写し
- (3) 院外処方がある場合は、薬局が発行した領収書及び明細書の写し
- (4) 通帳等の写し(振込口座の名義・番号がわかるもの)

(助成の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、かつ、助成の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項により助成することを決定したときは、禁煙外来治療医療費助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、口座振込の方法により助成金を交付する。

3 市長は、第一項により助成しないことを決定したときは、禁煙外来治療医療費助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(交付金の取消し及び返還)

第8条 市長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金がある場合には、返還させるものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不適切と認めるとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に開始する禁煙外来治療から適用する。